

## 浜松市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

浜松市長 中野 祐介

### 1 指定管理者の名称

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

### 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

(1) 名 称：浜松市ふれあい交流センターいたや

所在地：浜松市中央区板屋町596番地

(2) 名 称：浜松市ふれあい交流センター萩原

所在地：浜松市中央区初生町1番地

### 3 管理する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 管理業務の範囲

(1) 浜松市ふれあい交流センター条例第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 利用の許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

### 5 利用料金に関する事項

該当なし

## 浜松市告示第95-2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

浜松市長 中野 祐介

### 1 指定管理者の名称

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

### 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

（1）名 称：浜松市ふれあい交流センター竜西

所在地：浜松市中央区中郡町684番地の1

（2）名 称：浜松市ふれあい交流センター浜北

所在地：浜松市浜名区小林1272番地の1

（3）名 称：浜松市浜北社会福祉会館

所在地：浜松市浜名区小林1272番地の1

### 3 管理する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 管理業務の範囲

浜松市ふれあい交流センター竜西及び浜松市ふれあい交流センター浜北

（1）浜松市ふれあい交流センター条例第3条各号に掲げる事業に関する業務

（2）利用の許可に関する業務

（3）施設及び設備の維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

浜松市浜北社会福祉会館

（1）会館の利用の許可に関する業務

（2）会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、会館の利用に関してその他市長が必要があると認める業務

### 5 利用料金に関する事項

浜松市ふれあい交流センター浜北の利用料金は、指定管理者の収入とする。浜松市ふれあい交流センター竜西及び浜松市浜北社会福祉会館は該当なし。

## 浜松市告示第95-3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

浜松市長 中野 祐介

### 1 指定管理者の名称

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

### 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

(1) 名 称：浜松市ふれあい交流センター湖東

所在地：浜松市中央区和地町1833番地の1

(2) 名 称：浜松市ふれあい交流センター湖南

所在地：浜松市中央区馬郡町3805番地の1

(3) 名 称：浜松市ふれあい交流センター陽だまり

所在地：浜松市中央区舞阪町弁天島2658番地の19

### 3 管理する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 管理業務の範囲

(1) 浜松市ふれあい交流センター条例第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 利用の許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

### 5 利用料金に関する事項

該当なし

## 浜松市告示第95-4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

浜松市長 中野 祐介

### 1 指定管理者の名称

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

### 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

(1) 名 称：浜松市ふれあい交流センター江之島

所在地：浜松市中央区江之島町606番地

(2) 名 称：浜松市ふれあい交流センター可美

所在地：浜松市中央区増楽町1645番地の1

(3) 名 称：浜松市ふれあい交流センター青龍

所在地：浜松市中央区青屋町300番地

### 3 管理する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 管理業務の範囲

(1) 浜松市ふれあい交流センター条例第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 利用の許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

### 5 利用料金に関する事項

該当なし